

【件名】

令和4年度中野区子どもの権利救済委員活動報告書について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

中野区子どもの権利に関する条例第25条第5項の規定により、子どもの権利救済委員（子どもオンブズマン）の令和4年度の職務の実施状況を報告書として取りまとめたので報告する。

1 活動報告書

- (1)中野区子どもの権利救済委員制度の概要
- (2)令和4年度 子ども相談室の活動状況
- (3)普及啓発活動
- (4)メッセージ
- (5)参考資料

2 今後の予定

区ホームページに掲載するほか、子ども総合窓口、すこやか福祉センター等にて公表する。